

山梨県公報

第三百八号

令和四年

八月十五日

月 曜 日

目次

告示

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………四五五

○道路の区域変更(四件)……………四五五

○道路の供用開始……………四五六

公告

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四五六

○土地改良区役員の退任及び就任……………四五七

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四五七

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………四五七

告示

山梨県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年八月五日小篠土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月五日まで一般の縦覧に供する。
令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 塩平窪平線

三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
山梨市牧丘町北原字大通一七二七番六地先から 山梨市牧丘町北原字大通一七二三番一地先まで	旧 一・四〇 二・四〇 二六・四 新 一・四〇 二・四〇 三八・七	一八三・三

山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月五日まで一般の縦覧に供する。
令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 甲府山梨線
三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
山梨市北字滝之上二五七二番一地先から 山梨市北字滝之上二五七二番一地先まで	旧 九・二〇 一六・六 新 九・二〇 二五・三	三八・五

山梨県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市切差字八幡山一八五番三九〇地先から	六・三	八・三	一七・〇	二九二・一
山梨市切差字水金一七八一番三地先まで	一七・〇	四〇・五	二九二・一	

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市大和町木賊字棚沢六五〇番一地先から	九・九	二〇・一	二九〇・〇	二九〇・〇
甲州市大和町木賊字棚沢七〇九番二地先まで	二〇・一			

で

新 二二・六
三五・六 二九〇・〇

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場線	山梨市下神内川字竹井田一八〇番九地先から 山梨市下神内川字竹井田一七七番三地先まで	四四・四	令和四年八月十五日

公 告

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業「担い手支援型」黒駒西地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和四年八月十五日から同年九月十二日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年九月二十七日まで
五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年二月十五日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、四方津土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和四年八月十五日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	小俣啓	上野原市四方津九百三十七番地	令和四年三月二十六日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	関原資英	上野原市四方津千六百六十四番地	令和四年三月二十七日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
令和四年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町松本字大西町五百四十番一、五百四十番二十一から五百四十番四十まで、五百四十番四十三及び五百四十番四十四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類 位置及び区域

道路 広場 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市高畑二丁目十九番六号 山梨県不動産業協同組合 代表理事 山田 政仁

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項及び第七条の規定による届出が次のとおりあった。
令和四年八月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

部	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県甲府市第三支部		向山憲稔	秋山尚之	甲府市大里町二〇五一	令和四年六月一日	令和四年七月二十六日

その他の政治団体

	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
	天野淳一後援会	加藤浩二	関戸博喜	上野原市秋山九四三一	令和四年七月七日	令和四年七月十二日
	山梨県警備業連盟	古屋雄司	久保島敏	甲府市伊勢三丁目六一二二	令和四年七月十五日	令和四年七月二十日
	一之瀬しげき後援会	鈴木幹彦	一之瀬学	西八代郡市川三郷町黒沢九三二	令和四年七月十二日	令和四年七月十二日
	山梨誠心会	皆川巖	白壁賢一	甲府市丸の内三六一二	令和四年八月一日	令和四年八月二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	山梨県改革協議会			甲府市徳行三丁目九一三〇 太田ビル一〇三三	令和四年七月十二日	令和四年七月十六日
旧	新海一芳後援会	斎藤諭一	横山昇司	甲府市相生二一七一一七		
新	新海一芳後援会	斎藤諭一	横山昇司	中央市山之神二三八九一六	令和四年四月一日	令和四年八月二日
旧	新海一芳後援会一新会	小池満男	相原博	中央市西花輪三五四四一		